

司法書士

直前択一過去問絞込み講座
民法 第1回(前半)
無料体験教材

レック **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 221659

SU22165

絞込み過去問一覧表

民法

総則	自然人	14-1	19-6	22-4	23-4	29-4		
	意思表示及び法律行為	13-1	27-5	29-5	18-6	22-6		
	代理一般	16-5	18-4	19-5	22-5			
	無権代理及び表見代理	14-2	20-6	23-6	15-6			
	無効及び取消し	25-5						
	条件及び期限	17-6	24-5					
	時効	15-7 28-6	16-7	18-7	20-7	21-5	21-7	26-6

物権	物権変動総論	8-4	18-8	18-11	24-7	R3-7		
	不動産物権変動における公示	6-18	10-14	16-11	17-8	25-7	26-8	28-7
		28-22	29-8					
	登記請求権	20-8						
	動産物権変動における公示	23-8	27-8					
	明認方法	21-9						
	物権の消滅	2-4	16-8					
	占有一般	14-11	14-12	15-9	27-9	28-9		
	即時取得	13-7	25-8	28-8				
	所有権一般	1-4	15-10	21-11	23-10			
	共有	19-10	24-9	25-9	27-10			
	地上権・地役権	22-10	23-12	25-10	26-10	27-11	28-10	
	担保物権一般	14-10	15-13	18-14	18-15	25-12		
	留置権	17-12	22-12	23-11	25-11			
	先取特権	16-14	17-11	28-11				
	質権	14-7	15-14	17-13	27-13			
	抵当権一般	4-13	17-14	20-14	23-13	24-13		
	抵当権の処分	22-13	29-12					
	抵当権と第三者	13-11	25-13	21-14	25-14	28-13		
	共同抵当権	13-13	20-16	24-14				
根抵当権	25-15	29-14						
非典型担保	19-13	23-15	26-15	27-15	28-15	30-15		

債権	債権の目的	2-3	J3-1					
	債務不履行	19-17	23-16	28-16	J3-2			
	債権の対外的効力	20-18	22-16	26-16	J3-3	J3-4		
	連帯債務	15-18	21-16	25-16	28-17	J3-5		
	保証債務(連帯保証)	7-6	16-17	27-17	J3-7	R2-16		
	個人根保証契約	J3-8						
	債権譲渡・債務引受け	14-17	22-17	J3-9	J3-10	J3-11		
	弁済(代物弁済, 供託)	15-19	17-18	18-17	25-17	30-17	J3-12	
	相殺	24-16	27-18	J3-13				
	契約の効力	8-8	15-20	18-18	21-18	J3-15		
	契約の解除	22-18	J3-16					
	売買	6-2	13-16	13-17	R3-18	J3-17	J3-18	
	消費貸借及び使用貸借	7-1	11-6	20-17	24-18	27-19	J3-19	
	賃貸借	14-14	18-19	23-18	25-18	28-18	J3-20	
	請負	6-17	26-18	J3-21				
	委任	14-15	16-19	23-19	J3-22			
	組合	26-19						
	事務管理	24-19						
	不法行為その他	13-14	16-20	21-19	29-19			

親族・ 相続	婚姻	16-21	21-22	25-20	28-20			
	氏と戸籍	13-18	29-20					
	実子	16-24	18-21	18-22	24-21			
	養子	6-20	15-21	19-22	26-20			
	親権	19-21	26-21					
	後見	22-21	27-21					
	扶養	17-22						
	親族全般	22-20	28-21					
	相続人	14-21	14-22	23-22				
	相続の効力	5-21	17-24	21-23				
	相続分	24-23	25-22					
	遺産分割	15-23	23-23	29-22				
	相続の承認及び放棄	11-21	13-21	26-22				
	遺言	13-22	19-23	22-22	R3-23			
	配偶者居住権・配偶者短期居住権	J4-9						
	遺留分	16-22	25-23	28-23				
	相続全般	30-23						

目 次

総則

自然人	1
意思表示及び法律行為	11
代理一般	21
無権代理及び表見代理	29
無効及び取消し	37
条件及び期限	39
時 効	43

物権

物権変動総論	59
不動産物権変動における公示	69
登記請求権	87
動産物権変動における公示	89
明認方法	93
物権の消滅	95
占有一般	99
即時取得	109
所有権一般	115
共有	123
地上権・地役権	131
担保物権一般	143
留置権	153
先取特権	161
質 権	167
抵当権一般	175
抵当権の処分	185
抵当権と第三者	189
共同抵当権	199
根抵当権	205
非典型担保	209

債権

債権の目的	221
債務不履行	225
債権の対外的効力	233
連帯債務	243
保証債務（連帯保証）	253
個人根保証契約	263
債権譲渡・債務引受け	265
弁済（代物弁済，供託）	275
相殺	287
契約の効力	293
契約の解除	303
売 買	307
消費貸借及び使用貸借	319
賃貸借	331
請 負	343
委 任	349
組 合	357
事務管理	359
不法行為その他	361
親族・相続	
婚 姻	369
氏と戸籍	377
実 子	381
養 子	389
親 権	397
後 見	401
扶 養	405
親族全般	407
相続人	411
相続の効力	417
相続分	423
遺産分割	427
相続の承認及び放棄	433
遺 言	439
配偶者居住権・配偶者短期居住権	447
遺留分	449
相続全般	455

民法 14-1

自然人

Aは、Bと婚姻をしていたが、ある日、Bが家を出たまま行方不明となった。この事例に関する次の1から5までの記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 Bの生死が7年以上不明の場合、Aは、Bの失踪宣告を得ることができるので、婚姻を解消するためには、失踪宣告の申立てをする必要があり、裁判上の離婚手続によることはできない。
- 2 Bの失踪宣告がされた場合、Bが死亡したものとみなされる7年の期間満了の時より前に、Aが、Bが既に死亡したものと信じて行ったBの財産の売却処分は、有効とみなされる。
- 3 Bの失踪宣告がされた後、Bが家出した日に交通事故で死亡していたことが判明した場合、Bが死亡したとみなされる時期は、Bの失踪宣告が取り消されなくとも、現実の死亡時期にまでさかのぼる。
- 4 Bの失踪宣告がされた後、Bが生存していたことが判明した場合、Bの失踪宣告が取り消されない限り、Aは、相続により取得したBの遺産を返還する必要はない。
- 5 Bの失踪宣告がされた後、Aが死亡し、その後にBの失踪宣告が取り消された場合、Bは、Aの遺産を相続することはない。

民法 14-1

自然人

正解 4



正しいものは4であり、正解は4となる。



- 1 誤 失踪宣告を受けた者は死亡したものとみなされる(31)ので、配偶者の一方が7年以上生死不明の場合、生死不明の配偶者について失踪宣告を得ることによって、婚姻を解消することができる。しかし、配偶者の一方が7年以上生死不明の場合でも、「配偶者の生死が3年以上明らかでないとき」(770 I ③)に当たることには変わりはないので、失踪宣告の申立てをすることなく、裁判上の離婚手続によっても婚姻を解消することができる。失踪宣告制度と離婚制度は別個の制度であり、失踪宣告の要件を満たしているからといって、離婚制度が排除されるわけではないのである。
- 2 誤 失踪者が死亡したとみなされるのは、普通失踪の場合には失踪期間の満了時であり(31)、その時点において相続が開始する。それゆえ、7年の期間満了前には、AはBの財産を相続しておらず無権利者であり、AによるBの財産の売却処分が有効とみなされることはない。
- 3 誤 失踪宣告があると失踪者は普通失踪の場合には失踪期間の満了時に死亡したものとみなされ、その効力を失わせるためには、失踪宣告を取り消すことを要する(32 I)。それゆえ、失踪宣告後は、たとえ期間満了時と異なる時期に死亡したことが判明しても、失踪宣告が取り消されない限り、実際の死亡時にさかのぼって死亡したとされることはない。
- 4 正 3の解説で述べたように、失踪宣告は取り消されない限りその効力を失わない。それゆえ、Bの失踪宣告後Bの生存が判明しても、失踪宣告が取り消されない限り、Aは相続により取得したBの財産を返還する必要はない。
- 5 誤 失踪宣告は取り消されるとその効力を失い、初めからなかったものと扱われる。それゆえ、Bの失踪宣告後Aが死亡し、その後Bの失踪宣告が取り消された場合、BはAの死亡時において生存していたことになるから、BはAの財産を相続することができる。

民法 19-6

自然人

制限行為能力者制度に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。なお、記述中の「取消し」は、すべて行為能力の制限による取消しのこととする。

- ア 未成年者が買主としてした高価な絵画の売買契約を取り消した場合において、その絵画が取消し前に天災により滅失していたときは、当該未成年者は、売主から代金の返還を受けることができるが、絵画の代金相当額を不当利得として売主に返還する必要はない。
- イ 成年被後見人が締結した契約をその成年後見人が取り消すには、その行為を知った時から5年以内にする必要があるが、意思無能力を根拠とする無効であれば、その行為を知った時から5年を過ぎても主張することができる。
- ウ 被保佐人が売主としてした不動産の売買契約を取り消したが、その取消し前に目的不動産が買主から善意の第三者に転売されていれば、被保佐人は、取消しを当該第三者に対抗することができない。
- エ 成年被後見人が高価な絵画を購入するには、その成年後見人の同意を得なければならず、同意を得ずにされた売買契約は取り消すことができる。
- オ 成年被後見人が契約を締結するに当たって、成年後見に関する登記記録がない旨を証する登記事項証明書を偽造して相手方に交付していた場合には、相手方がその偽造を知りつつ契約を締結したとしても、その成年後見人は、当該契約を取り消すことができない。

- 1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

民法 19-6

自然人

正解 1

 結論

正しいものはアイであり，正解は1となる。

 検討

- ア 正 契約は取り消されると遡及的に無効となるため，無効な行為に基づく債務の履行として給付を受けた者は，相手方を原状に復させる義務を負う（121の2Ⅰ）。したがって，本肢の未成年者は取消しにより売主から代金の返還を受けることができる。一方，未成年者は絵画の代金相当額を売主に返還する必要はない。制限行為能力者は，現存利益の限度で返還義務を負う（121の2Ⅲ）が，絵画が取消し前に天災により滅失していたときは，現存利益はないからである。
- イ 正 取消権は，追認をすることができる時から5年，行為の時から20年で時効消滅する（126）が，成年後見人が取消権を行使する場合には，成年後見人自身が成年被後見人の行為を知った時から時効期間は進行する。一方，意思無能力を根拠とする無効の場合，成年後見人は，取消しと同時に無効をも主張できる（二重効肯定説）。意思無能力を根拠とする無効を主張する場合には期間制限はなく，取消権が消滅した後であっても無効の主張は許される。
- ウ 誤 被保佐人が保佐人の同意を得ずに不動産の売買契約を締結した場合には，その契約を取り消すことができる（13Ⅰ③・Ⅳ）。行為能力の制限による取消しには，第三者保護規定がない。したがって，制限行為能力を理由に被保佐人が契約を取り消した場合，取消し前に第三者がいたとしても，被保佐人は，取消しを当該第三者に対抗することができる。
- エ 誤 成年被後見人が単独でした法律行為は，日常生活に関する行為や一定の身分行為を除いて，原則として常に取り消すことができる（9）。さらに成年後見人に同意権はないから，成年後見人の同意の有無にかかわらず，成年被後見人がした法律行為は取り消すことができる。
- オ 誤 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは，その行為を取り消すことができない（21）。しかし，詐術が用いられても，相手方が能力者であると誤信しなければ，制限行為能力者の取消権は否定されない。本肢では，相手方が成年後見に関する登記事項証明書の偽造について知りつつ契約を締結しており，相手方が能力者であると誤信しておらず，取消権は否定されない。したがって，本問の成年被後見人は当該契約を取り消すことができる。

民法 22-4

自然人

不在者に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した不動産をCに売却して引き渡したが、その後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、当該売買の当時Aの生存につきBが善意であってもCが悪意であったのであれば、Aは、Cに対し、当該不動産の返還を請求することができる。
- イ 家庭裁判所が不在者Aの財産管理人としてDを選任した場合において、DがA所有の財産の管理費用に充てるためにAの財産の一部である不動産を売却するときは、Dは、これについて裁判所の許可を得る必要はない。
- ウ 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受けた後に、AがEに100万円を貸し渡した場合は、当該金銭消費貸借契約は、当該失踪宣告が取り消されなくても有効である。
- エ 不在者Aが財産管理人Dを置いた場合において、DがA所有の財産の管理を著しく怠っているときは、家庭裁判所は、Aの生存が明らかであっても、利害関係人の請求により、管理人の任務に適しない事由があるとしてDを改任することができる。
- オ 不在者Aが家庭裁判所から失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した銀行預金の大部分を引き出して費消した後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合には、それまでAの生存につき善意であったBは、現に利益を受けている限度において返還すれば足りる。
- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

民法 22-4

自然人

正解 3

 結論

誤っているものはイエであり、正解は3となる。

 検討

- ア 正 失踪宣告が取り消された場合、その取消しは、失踪の宣告後その取消し前に善意でした行為の効力に影響を及ぼさない（32 I 後段）。この点、ここでいう善意とは、失踪宣告により財産を得た者が第三者と契約をした場合は、行為の当事者の双方が善意であることを要する（大判昭13.2.7）。よって、Aが失踪宣告を受けた後に、その相続人BがCに相続した不動産を売却して引き渡したが、その後、Aの失踪宣告が取り消された場合、Bが善意であってもCが悪意であったのであれば、Aは、Cに対して、当該不動産の返還を請求することができる。
- イ 誤 家庭裁判所が不在者の財産管理人を選任した場合、その財産管理人の権限は、財産の保存行為及びその性質を変えない範囲での利用・改良行為である。そして、この権限を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる（28・103）。この点、管理財産である不動産を売却・処分することは、管理財産の現状維持を目的とする行為を逸脱するものであるため、家庭裁判所の許可を要する（最判昭28.12.28）。
- ウ 正 失踪者に対して失踪宣告が生じた場合、単に死亡の推定が生ずるのではなく、確定的に死亡と同一の効力が生ずる。そのため、失踪宣告そのものが取り消されない以上は、失踪者の死亡と同一の効果を否定することができない。しかし、失踪宣告が生じたとしても、失踪者本人の権利能力が消滅するわけではないため、失踪者が実際は別の場所で生存していた場合は、失踪者が行った契約などはすべて有効である。
- エ 誤 不在者が管理人を置いた場合において、その不在者の生死が明らかでないときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、管理人を改任することができる（26）。しかし、不在者の生存が明らかであるときは、管理人のコントロールは不在者本人に任せるべきであるから、家庭裁判所が管理人を改任することはできない。よって、不在者Aの生存が明らかである場合は、財産管理人Dに、管理人に適しない事由があるとしても、利害関係人の請求によって財産管理人Dを改任することはできない。
- オ 正 失踪宣告によって財産を得た者は、その取消しによって権利を失い、その財産の返還をしなければならないが、その返還義務の範囲は現に利益を受ける限度で足りる（32 II）。この点、失踪宣告によって財産を得た者とは、相続人、受遺者、生命保険金の受取人などを意味する。よって、不在者が失踪宣告を受け、その相続人BがAから相続した銀行預金の大部分を引き出して費消した後、生存していたAの請求により当該失踪宣告が取り消された場合は、それまでAの生存につき善意であったBは、現に利益を受けている限度において返還すれば足りる。

民法 23-4

自然人

未成年者Aが、A所有のパソコン甲をAの唯一の親権者Bの同意なく成年者Cに売る契約（以下「本件売買契約」という。）を締結した事例に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

- ア 本件売買契約を締結するに際し、AとCとの間でAの年齢について話題になったことがなかったため、AはCに自己が未成年者であることを告げず、CはAが成年者であると信じて本件売買契約を締結した場合には、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。
- イ Aが甲の引渡し後に自ら本件売買契約を取り消した場合には、その取消しがBに無断であったときでも、Bは、当該取消しを取り消すことができない。
- ウ Aが、成年に達する前に本件売買契約の代金債権を第三者に譲渡した場合には、本件売買契約及び代金債権の譲渡につきBの同意がなく、かつ、追認がなかったときでも、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。
- エ 本件売買契約の締結後に契約締結の事実を知ったBが、Aが成年に達する前に、Cに対して甲を引き渡した場合には、当該引渡しがAに無断であったときでも、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。
- オ Aが成年に達する前に、CがBに対し1か月以上の期間を定めて本件売買契約を追認するかどうか催告したにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しなかったときは、Aは、本件売買契約を取り消すことができない。
- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

民法 23-4

自然人

正解 1

 結論

誤っているものはアウであり、正解は1となる。

 検討

- ア 誤 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない(21)。そして、この場合の「詐術」とは、相手方に対し積極的な詐術行為がある場合に限られるものではなく、無能力者であることを黙秘していた場合でも、それが無能力者の他の言動と相まって、相手方を誤信させ、又は誤信を強めたものと認められるときは、詐術に当たる。この点、単に無能力者であることを黙秘していたとの一事をもって、詐術に当たるとするのは相当でなく、詐術に当たるとするためには、無能力者が能力者であることを信じさせる目的をもってしたことを要する(最判昭44.2.13)。よって、Aは、制限行為能力者であることを単に黙秘してただけであり、そのことのみをもって詐術に当たるとはいえないため、Aは本件売買契約を取り消すことができる。
- イ 正 未成年者が法定代理人の同意を得ないでした契約は、取り消すことができ、この取消しは、未成年者自らが意思表示することでも可能である(120)。そして、この未成年者自身の取消しは意思表示は、制限行為能力を理由として取り消すことはできない。なぜなら、契約の取消しは元に戻るだけであり、それ以上に不利益が及ぶわけではなく、単独での取消しができないと十分な保護にならないからである。よって、Aは単独で有効な取消しの意思表示ができ、その取消しがBに無断であったとしても、Bは当該取消しを取り消すことはできない。
- ウ 誤 追認をすることができる時以後に、取り消すことができる行為によって取得した権利の全部又は一部の譲渡は、法定追認事由であるが(125⑤)、法定追認事由である行為ないし事実は、124条にいう取消しの原因となっていた状況が消滅し、かつ、取消権を有することを知った後にしなければ、その効力を生じない。この点、未成年者が成年に達した後に、取消原因があることを知らないで法定追認に該当する行為をした場合には、それにより、制限行為能力による取消しはできなくなる(大判大12.6.11)。また、未成年者が、法定代理人の同意を得て法定追認該当行為をしたときは、法定追認の効力を生ずるものと解されている。よって、Aが、成年に達する前に本件売買契約の代金債権を第三者に譲渡した場合には、本件売買契約及び代金債権の譲渡につきBの同意がなく、かつ、追認がなかったときは、Aは、本件売買契約を取り消すことができる。
- エ 正 BはAの法定代理人であり、追認権者となる(120・122)。そして、Bによるパソコン甲の引渡しは「全部又は一部の履行」として法定追認に当たるところ(125①)、追認がされた行為は122条により取り消すことができない。よって、Aが成年に達する前に、Bが、Cに対してパソコン甲を引き渡した場合には、Aは本件売買契約を取り消すことができない。
- オ 正 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者にならない間に、その法定代理人に対し、その権限内の行為について1か月以上の期間を定めて、その期間内にその取り消すことができる行為を追認すべきかどうかを確答すべき旨の催告をした場合において、当該法定代理人がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなす(20Ⅱ)。よって、CのAの法定代理人Bに対する催告について、Bが期間内に確答を発しなかったときは、本件売買契約は追認されたものとみなされ、Aは、本件売買契約を取り消すことはできなくなる。

民法 29-4

自然人

Aが成年被後見人又は被保佐人である場合に関する次のアからオまでの記述のうち、Aが被保佐人である場合にのみ正しいこととなるものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、Bは、Aが成年被後見人である場合の成年後見人又はAが被保佐人である場合の保佐人とする。

ア AがBの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がBに対し1か月以内にその売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず、Bがその期間内に確答を発しないときは、その売買契約を追認したものとみなされる。

イ AがBの同意を得ないで不動産を購入した場合において、その売主がAに対し1か月以内にBの追認を得るべき旨の催告をしたにもかかわらず、Aがその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その売買契約を取り消したものとみなされる。

ウ Aが行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いて不動産を購入したときは、その売買契約を取り消すことができない。

エ AがCの任意代理人として不動産を購入した場合において、Bの同意を得ていないときは、Bの同意を得ていないことを理由として、その売買契約を取り消すことができる。

オ BがAの法定代理人として不動産を購入するには、Bにその代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

民法 29-4

自然人

正解 4

結論

Aが被保佐人である場合にのみ正しいものはイオであり、正解は4となる。

検討

- ア 成年被後見人及び被保佐人のいずれである場合も正しい 制限行為能力者の相手方が、制限行為能力者が行為能力者とならない間に、その法定代理人、保佐人又は補助人に対し、1か月以上の期間を定めて、取り消すことができる行為を追認するかどうかを催告した場合において、法定代理人、保佐人又は補助人がその期間内に確答を発しないときは、その行為を追認したものとみなされる(20Ⅱ・Ⅰ)。よって、Aが成年被後見人及び被保佐人のいずれである場合も、売主が成年被後見人又は保佐人であるBに対し1か月以内に売買契約を追認するかどうかを確答すべき旨の催告をしたにもかかわらず、その期間内に確答を発しないときは、その売買契約を追認したものとみなされる。
- イ 被保佐人である場合にのみ正しい 制限行為能力者の相手方は、被保佐人又は17条1項の審判を受けた被補助人に対しては、1か月以上の期間を定めて、その期間内にその保佐人又は補助人の追認を得るべき旨の催告をすることができる(20Ⅳ前段)。この場合において、その被保佐人又は被補助人がその期間内にその追認を得た旨の通知を発しないときは、その行為を取り消したものとみなされる(20Ⅳ後段)。これに対し、成年被後見人には意思表示の受領能力がないため(98の2)、相手方の成年被後見人に対する催告は効果を生じない。
- ウ 成年被後見人及び被保佐人のいずれである場合も正しい 制限行為能力者が行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたときは、その行為を取り消すことができない(21)。したがって、本肢は、Aが成年被後見人及び被保佐人のいずれである場合も正しい。なお、制限行為能力者が詐術を用いた場合であっても、これにより相手方が誤信をするに至らなかったときは、取消権は排除されない。
- エ 成年被後見人及び被保佐人のいずれである場合も誤っている 制限行為能力者が代理人としてした行為は、行為能力の制限によっては取り消すことができない(102本文)。なぜなら、代理において代理行為の効果を受けるのは代理人ではなく本人であり、その本人があえて制限行為能力者を代理人とするのだから、行為能力の制限を理由として代理行為を取り消すことを認めるべきではないからである。なお、代理人は、意思表示をする以上、意思能力を有することは必要である。
- オ 被保佐人である場合にのみ正しい 成年被後見人は、成年被後見人の財産に関する法律行為について、包括的に、成年被後見人を代理する権限を有する(859Ⅰ)。他方、保佐人は、保佐開始の審判とは別に、「特定の法律行為」について保佐人に代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判があったときに限り、当該特定の法律行為についての代理権を有する(876の4Ⅰ)。よって、Aが成年被後見人である場合、代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなくても、Bは、Aの法定代理人として不動産を購入することができるが、Aが被保佐人である場合、BがAの法定代理人として不動産を購入するには、Bにその代理権を付与する旨の家庭裁判所の審判がなければならない。

民法 13-1

意思表示及び法律行為

AがBからC社製造の甲薬品を購入した場合に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア AがBから甲薬品を100箱以上購入しないと店から出さないと脅されて、これを購入した場合でも、BがA B間の売買代金債権をDに譲渡し、その旨の通知をAにしたときは、Aは、Bとの間の売買契約を取り消すことができない。

イ Bは、C社の従業員から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じてAに同様の説明をし、Aもこれを信じて甲薬品を購入した場合、Aは、Bとの間の売買契約を取り消すことができる。

ウ Aが、C社の従業員から甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じて甲薬品を購入した場合、Bがその事情を知り得なかったときでも、Aは、Bとの間の売買契約を取り消すことができる。

エ AがEに対しガン予防の薬品の購入を委任し、EがBから甲薬品はガンの予防に抜群の効果があるとの虚偽の説明を受け、これを信じてAの代理人として甲薬品を購入した場合、Aは、甲薬品がガンの予防に効果がないことを知っていたとしても、Bとの間の売買契約を取り消すことができる。

オ AがEに対しガン予防の薬品の購入を委任し、EがAの代理人としてBから甲薬品を購入した場合、Eが未成年者であったとしても、Aは、Bとの間の売買契約を取り消すことができない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

民法 13-1

意思表示及び法律行為

正解 5

 結論

正しいものはエオであり，正解は5となる。

 検討

- ア 誤 Aは，Bから脅されて売買契約を締結しているから，この売買契約を強迫による意思表示として取り消すことができる（96Ⅰ）。そして，取り消すことができる意思表示について，125条所定の行為がされたときは，追認したものとみなされる（法定追認）。ただし，取得した権利の全部又は一部の譲渡（125⑤）は，取消権者がした場合に限られる。したがって，強迫をしたBが売買代金債権を譲渡したとしても，追認したものとみなされないため，Aは売買契約を取り消すことができる。
- イ 誤 Aは，Bから甲薬品についての虚偽の説明を受けて甲薬品を購入しているが，96条1項の詐欺といえるためには，詐欺者に，①相手方を欺いて錯誤に陥れようという意思と，②その錯誤によって意思表示させようとする意思との二段の故意が必要である（大判大11.2.6）。本肢では，Bは，C社の従業員から受けた虚偽の説明を信じてAに説明しており，①Aを欺いて錯誤に陥れようとする意思を有していない。したがって，BがAに対し詐欺を行ったとはいえず，Aは，詐欺を理由にBとの間の売買契約を取り消すことはできない。
- ウ 誤 Aは，契約の当事者ではないC社の従業員から虚偽の説明を受け，これを信じてBから甲薬品を購入しているから，本肢は，第三者が詐欺を行った場合（96Ⅱ）に当たる。第三者が詐欺を行った場合において，相手方が第三者の詐欺の事実を知り，又は知ることができた場合は，表意者は当該意思表示を取り消すことができる。したがって，BがC社の従業員による詐欺の事実を知り得なかったときには，Aは，第三者の詐欺を理由にBとの間の売買契約を取り消すことはできない。
- エ 正 本人Aは，甲薬品がガンの予防に効果がないことを知っていたが，AはEに対しガン予防の薬品の購入を委任しただけで，甲薬品を購入するという「特定の法律行為をすることを委託」したわけではない。したがって，101条3項の適用はなく，意思表示の瑕疵の有無は，原則どおり代理人について決せられる（101Ⅰ）。本肢では，代理人Eは，Bから虚偽の説明を受け，これを信じて甲薬品を購入しており，Bの詐欺により意思表示をしたといえる。したがって，取り消し得る意思表示として本人Aに効果が帰属し（99Ⅰ），Aは，Bとの間の売買契約を取り消すことができる。
- オ 正 制限行為能力者が代理人としてした行為は，行為能力の制限によっては取り消すことができない（102本文）。したがって，Aは，代理人Eが未成年者であったことを理由として，Bとの間の売買契約を取り消すことはできない。

民法 27-5

意思表示及び法律行為

虚偽表示に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

- ア A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、AがDに対して甲建物を譲渡した場合には、Cは、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったときであっても、BからCへの所有権の移転の登記をしなければ、Dに対し、甲建物の所有権を主張することができない。
- イ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、BがCに対して甲建物を譲渡し、更にCがDに対して甲建物を譲渡した場合において、CがAB間の売買契約が仮装のものであることを知っていたときは、Dがこれを知らなかったときであっても、Dは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができない。
- ウ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買契約に基づきAからBへの所有権の移転の登記がされた後に、Bの債権者Cが、AB間の売買契約が仮装のものであることを知らずに甲建物を差し押さえた場合であっても、CのBに対する債権がAB間の仮装の売買契約の前に発生したものであるときは、Aは、Cに対し、AB間の売買契約が無効である旨を主張することができる。
- エ A所有の甲建物について、AB間の仮装の売買予約に基づきBを仮登記の登記権利者とする所有権移転請求権保全の仮登記がされた後、BがAに無断で当該仮登記に基づく本登記をした場合において、その後にBから甲建物を譲り受けたCが、その当時、当該本登記が真実に合致したものであると信じ、かつ、そのように信じたことについて過失がなかったときは、Cは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
- オ Aから土地を賃借したBがその土地上に甲建物を建築し、その所有権の保存の登記がされた後に、甲建物についてBC間の仮装の売買契約に基づきBからCへの所有権の移転の登記がされた場合において、BC間の売買契約が仮装のものであることを知らなかったAが賃借権の無断譲渡を理由としてAB間の土地賃貸借契約を解除する旨の意思表示をしたときは、Bは、Aに対し、BC間の売買契約は無効であり、賃借権の無断譲渡には当たらない旨を主張することができる。

- 1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

民法 27-5

意思表示及び法律行為

正解 3

 結論

誤っているものはイウであり、正解は3となる。

 検討

- ア 正 AがBと通謀して、A所有の甲建物をBに売り渡す仮装の売買契約を締結した後、AからBへ所有権移転登記がされた場合において、BがA B間の仮装売買の事実につき善意のCに甲建物を売却したが未登記であったところ、Aも甲建物をDに譲渡していたときは、CとDは対抗関係に立つため、Cは登記を備えていなければ、Dに対して甲建物の所有権を主張することができない（最判昭42.10.31）。
- イ 誤 虚偽表示の相手方と直接取引関係に立った者が虚偽表示につき悪意であり、その者からの転得者が虚偽表示につき善意である場合、当該転得者は、94条2項の「善意の第三者」として保護される（最判昭45.7.24）。よって、Dが仮装譲渡の事実について善意でCから甲建物を譲り受けた場合、Dは、Aに対して、甲建物の所有権を主張することができる。
- ウ 誤 虚偽の登記名義人に対する一般債権者は94条2項の「第三者」に当たらないが（大判大9.7.23）、差押債権者は、「第三者」に当たる（最判昭48.6.28）。よって、Aは、Cに対し、A B間の売買契約が無効である旨を主張することはできない。
- エ 正 不動産の仮装売買予約に基づいて所有権移転請求権保全の仮登記をした後に、当該仮装売買予約の外観上の仮登記権利者がこのような仮登記があるのを奇貨として、ほしいままに売買を原因とする所有権移転の本登記手続をした場合、外観上の仮登記義務者は、当該本登記の無効をもって善意無過失の第三者に対抗できない（最判昭43.10.17）。よって、善意無過失のCは、Aに対し、甲建物の所有権を主張することができる。
- オ 正 土地の賃借人が土地上に建物を建て、この地上建物を他に仮装譲渡した場合の土地賃貸人は、94条2項の「第三者」に当たらない（最判昭38.11.28）。よって、BはAに対し、B C間の売買契約は無効であり、賃借権の無断譲渡には当たらない旨を主張することができる。

れっく LEC 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2022 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

SU22165